

新型コロナウイルス感染症拡大については、今後も警戒が必要なため、活動の際には以下の点を留意すること。  
**※修正・追加した部分は、太字、アンダーラインで表示しています。**

実施にあたっての留意事項（運動部・文化部共通）

- ①活動前に風邪の症状（発熱、咳や喉の痛み等）がないか、健康観察を必ず実施し、風邪の症状がある児童生徒、または体調がすぐれない児童生徒は参加させないこと。また、活動中に体調が悪くなった児童生徒については、速やかに休ませ、保護者へ連絡し、児童生徒の健康安全を最優先に対応すること。
- ②練習や**練習試合（地域行事）、大会等の参加に当たっては、児童生徒本人・保護者の意向を尊重すること。また、「生徒が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」は一時的に控えるなど、適切に対応すること。**
- ③部活動に伴う登下校中及び部活動前後の部室における飲食をすることを控えるよう指導を徹底すること。
- ④活動場所については可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。
- ⑤連続した練習時間はできる限り短くするとともに、常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行うこと。また、飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けること。
- ⑥部活動中の児童生徒との間隔はできるだけ2m（最低1m）を確保すること。
- ⑦感染症拡大防止の観点から各連盟協会、施設のガイドラインや方針等の最新情報を確認しながら、実施すること。
- ⑧更衣室や部室の利用に当たっては、短時間での利用や多数で一斉に利用しないこと。
- ⑨給水用のボトルやコップ、汗拭きタオル等の道具の共用を避けること。
- ⑩練習以外の時間は原則マスクを着用し、練習前後に手洗いをを行うこと。
- ⑪昼食時においては、飛沫を飛ばさないような席の配置（向かい合わせでの食事を行わない等）や食事中マスクを外した状態での会話は行わないこと、マスクをした状態であっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、昼食以外の全ての飲食の場面においても同様とする。

実施にあたっての留意事項（文化部）

- ①合唱及び管楽器等の演奏は、近距離（2m以内）かつ向かい合っただけの活動は避けること。
- ②合唱時はマスクを着用すること。
- ③マスク着用により息苦しさを訴えた児童生徒には、一時マスクを外して休ませること。
- ④合唱や演奏後は、唾液の処理等も適切に行うこと。

県外遠征・合宿、大会（コンクール）・練習試合（地域行事）等について

(1) 実施について

- ①**合同練習会、練習試合、演奏会、合宿、地域行事、大会、コンクールへの参加は2月19日（金）より認める。ただし、各地域の感染状況に関する最新情報を確認し、慎重に判断すること。**
- ②**高等学校における県外遠征及び県外合宿については、熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認し、緊急事態宣言地域及び感染が流行している地域への実施は控えること。**
- ③**中学校における県内（小学校は市内）の大会、練習試合の参加及び合宿の実**

（熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部）

<https://bit.ly/36xVvFQ>



**施(小学校は合宿は行わない)については、実施理由を明確にするとともに、感染状況に関する最新情報を確認し、慎重に判断すること。実施する場合には、長期日程とならないよう計画等配慮すること。**

(2) 実施前について

- ①交通手段や宿泊のキャンセル等への対応等もあらかじめ確認しておくこと。
- ②**県外遠征届は市教育委員会指導課に提出すること。**
- ③引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールすること。また、できるだけ参加生徒も同アプリをインストールすること。
- ④**練習試合や合同練習の企画・実施に当たっては、地域の感染状況を踏まえ、部活動担当者のみで行わず、学校として責任をもって、大会参加時と同様の感染拡大防止の対策を講じること。**

(3) 実施中に行うこと

- ①3密を避けた新しい生活習慣の徹底を行うこと。
- ②移動にマイクロバス等を利用する場合は、マスクを着用し換気を行うこと。また、可能な限り利用者の座席を離し、密を避け目的地以外の立ち寄り、必要最小限とすること。
- ③宿泊及び寮や寄宿舎における生活については、令和2年9月9日付け教指発第643号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（通知）を参考に感染対策を徹底すること。
- ④大会（コンクール）等会場での会食や更衣室の使い方も感染拡大防止の対策を講じること。

(3) 実施後に行うこと

- ①帰宅後2週間程度の検温等の記録を確実に取るなど、遠征や合宿後の健康観察にも努めること。

その他

・感染者や濃厚接触者になった児童生徒が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷等の対象とならぬよう、最大限配慮し対応すること。

参考資料

- ・令和2年12月3日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(2020.12.3Ver.5)
- ・令和3年1月5日付け2文科初第1445号「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」
- ・令和3年1月8日付け2文科初第1462号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）」
- ・令和3年1月14日教義第891号教特第489号教体893号「市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導の一層の徹底について（通知）」
- ・令和3年1月15日教指発第1114号「新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言（本県独自）を踏まえた小学校、中学校等における対応に関する留意事項について（通知）」

**※これらの情報は、令和3年2月18日時点のものであり、今後の感染状況によっては、対応を見直すこともある。**